

自然環境保全法の適用に向けた課題（法改正の方向性等）

「設定のあり方（素案）」（資料 2 - 1）に示したとおり、沖合域の海洋保護区は、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の趣旨・目的、区域指定の考え方、規制内容等に適合すると考えられるが、同法の制定時に必ずしも沖合域の指定は想定されていないため、具体的な適用に向けて課題を検討しておきたい。

1. 自然環境保全地域の規制内容に関する課題

「設定のあり方（素案）」に示したように、保全対象となりうる沖合海底域の生態系に対しては、鉱物の掘採や漁業に伴う海底の攪乱等の様々な影響要因が想定される。現行の自然環境保全法に基づく自然環境保全地域制度（工作物の新築・改築・増築、海底の形質変更及び鉱物の掘採・土石の採取を主に規制（資料 2 - 1 中の 3-5.））のままで、これらの行為による生態系への影響を十分に回避できるか（資料 3 - 2）。

2. 自然環境保全地域の指定要件・ゾーニングに関する課題

現行の自然環境保全法の指定要件に照らして、保全対象となりうる沖合海底域の生態系に自然環境保全地域を指定できるか。また、海洋保護区としての自然環境保全地域の候補地の選定にあたっては、特に、重要海域の中の海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原といったそれぞれの生態系の特性を考慮しながら適切な面積を検討する場合（資料 2 - 1 中の 3-2.）、どのようなゾーニングによる指定が望ましいか。また、海域特別地区と普通地区をどのように指定し分けるか（資料 3 - 3）。

3. 国連海洋法条約等の関連条約との整合性の確保に関する課題

EEZ に自然環境保全地域を指定するにあたり、国連海洋法条約等の関連条約との整合性をどのように確保するか（資料 2 - 1 中の 4-3.）。

4. その他の課題

その他、上述 1～3 までの検討に伴って、船舶に対する立入検査規定の整備等、関係する規定について改正等の必要性を検討する。